

令和2年4月吉日

お客様 各位

税理士法人RINGS
代表社員税理士 武田 亨

【重要】新型コロナウイルス 資金繰り支援について

新型コロナウイルスの感染拡大は、飲食業や宿泊業の事業者だけでなく、中国・欧州・米国との物流網の分断等によって、ありとあらゆる業種の事業者の業績と資金繰りに影響が出始めています。

弊法人では、国や政府系金融機関等の各種支援制度も活用し、お客さまの資金繰りをご支援できる体制を整えておりますので、その一部をご案内いたします。

I 納税・社会保険料の納付猶予

個別に所轄の税務署、年金事務所にご相談の上、一定の条件に該当した場合に、税金と社会保険料の納付猶予を受けることができます。

II 大同生命の生命保険を契約いただいているお客様

契約者貸付の特別取扱を実施しています。受付期間は6月1日まで利率0.0%です。

III 中小企業倒産防止共済制度(倒産防)に加入されているお客様

※いずれも、申し込みから入金まで2週間程度を要します。

1. 一時貸付金制度

倒産防の解約手当金の95%を上限として、借り入れできます。

2. 共済金の借入制度

取引先事業者が倒産したことにより売掛金債権等の回収が困難となった場合に、共済金の借入れが受けられます。

3. 解約手当金

任意解約の場合には、掛金納付月数に応じた支給率で手当金を受け取れます。

IV 小規模企業共済に加入されているお客様

一般貸付制度(利率1.5%)で、掛金の範囲内で2,000万円を上限に借り入れできます。商工組合中央金庫(商工中金)で午後2時までに手続きをすると、即日、融資を受けられます。

V 日本政策金融公庫への緊急融資申し込みについて

政府の緊急融資・保証を申し込むことができます。

特別貸付に該当する場合は融資額3,000万円以下の部分の利率は当初3年間で国民事業0.46%、中小事業0.21%で、さらに特別利子補給制度に該当する場合は実質無利子の制度です。融資実行までには1月程度を要します。

詳細は、弊法人までお問い合わせください。

電話番号：018-838-7107

以上